

10.9 景觀

10.9 景観

10.9.1 調査

土地又は工作物の存在・供用に伴い、景観資源及び眺望景観への影響が想定されることから、景観に係る既存資料調査及び現地調査を行った。

(1) 調査内容

1) 景観資源の状況

事業実施区域及びその周辺における自然的景観資源及び歴史的景観資源の位置、種類、規模、特徴、周囲からの見え方等について調査した。

2) 主要な眺望景観

主要な眺望地点における眺望の構成要素の状況(工作物、森林、草地、水面、空等の比率等)について調査した。

3) 主要な眺望地点の状況

事業実施区域及びその周辺に分布する不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性について調査した。

4) その他の予測・評価に必要な事項

地域の景観特性、地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況、土地利用の状況について調査した。

(2) 調査方法

1) 景観資源の状況

さいたま市観光パンフレット等の既存資料により抽出した景観資源について現地踏査を行い、写真撮影を行った。

2) 主要な眺望景観

主要な眺望地点において、写真撮影を行い、構成、構図、印象、事業実施区域の見え方、眺望景観の方向、特徴等を把握した。

3) 主要な眺望地点の状況

さいたま市の観光パンフレット等の既存資料を整理・解析し、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等を把握した。

4) その他の予測・評価に必要な事項

さいたま市のホームページ、地形図等の資料を整理・解析した。

(3) 調査地域・地点

調査地域は、事業実施区域及びその周辺約 1.5km の範囲とした。ただし、景観資源については、主要な眺望地点から視認できる傑出している景観資源は調査地域外のものも調査対象とした。

主要な眺望地点の調査地点は、表 10.9-1 及び図 10.9-1 に示すとおり 8 地点を選定した。

表 10.9-1 主要な眺望地点の調査地点

調査地点		事業実施区域からの距離	眺望方向	景観資源 (景観構成要素)	計画地の 視認
調査地域内	羽根倉橋①	約 50m	北	薬師堂の森	○
	羽根倉橋②	約 200m	北	荒川	○
	薬師堂のマキ	区域内	西	薬師堂のマキ	×
	治水橋①	区域内	南西	富士山	○
	治水橋②	区域内	北東	畑地、水田	○
	上江橋	約 200m	東	荒川	○
	開平橋	約 50m	南	荒川	○
調査地域外	さいたま新都心 合同庁舎	約 4.7km	西	秩父山系	△(遠景)

(4) 調査期間・頻度

調査期間・頻度は表 10.9-2 に示すとおりである。

表 10.9-2 調査期間・頻度

調査項目	時期	調査期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源の状況 ・ 主要な眺望景観の状況 	冬季	平成 26 年 2 月 21、28 日 平成 28 年 2 月 17 日
	春季	平成 26 年 5 月 12、18 日 平成 28 年 5 月 20 日
	夏季	平成 26 年 8 月 19、20、29 日 平成 28 年 8 月 25 日
	秋季	平成 26 年 11 月 13、16、17 日 平成 28 年 11 月 17 日

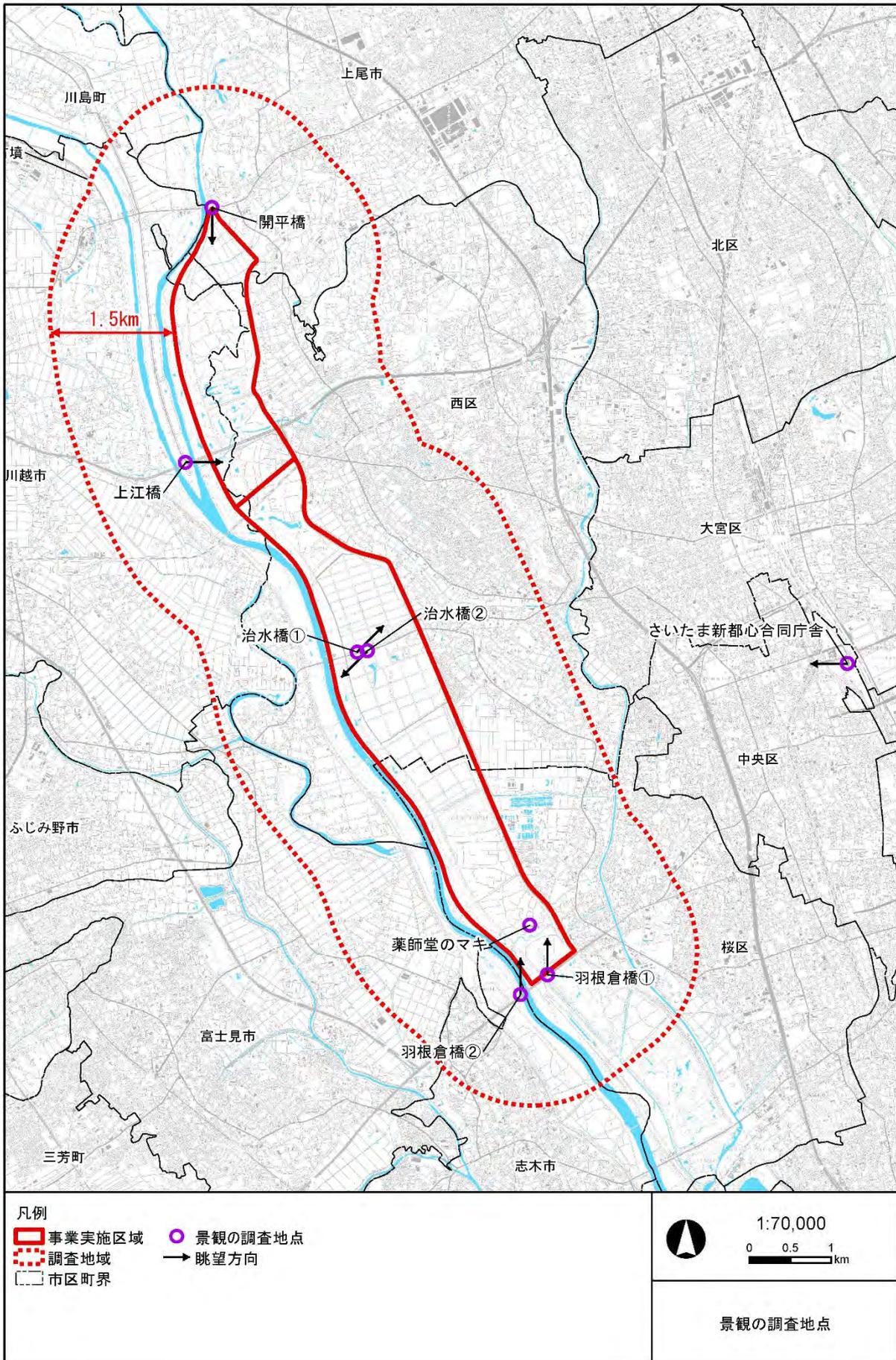


図 10.9-1 景観の調査地点

(5) 調査結果

1) 景観資源の状況

調査地域の景観資源の状況は表 10.9-3 及び図 10.9-2 に示すとおりである。

このうち、富士山及び秩父山系については調査地域外であるが、主要な眺望地点から視認できるため、調査対象として選定した。

表 10.9-3 景観資源の状況

景観資源	区分	概況
荒川	生活空間(自然)	埼玉県及び東京都を流れ東京湾に注ぐ荒川水系の本流である。幹川流路延長約 173km。
畑地、水田	生活空間(その他) /自然的眺望景観	荒川の広大な河川敷は農地として利用されている箇所があり、背後の山地とともに、里地・里山景観を形成している。農地は作物に応じて四季の景観変化がみられる。
薬師堂の森	生活空間(歴史)	荒川の河川敷に所在する薬師堂の周辺の樹木群。かつて周辺には堤外地集落が存在していた。
薬師堂のマキ	歴史的眺望景観	荒川の河川敷に所在する薬師堂の正面にあるマキ科の常緑高木。さいたま市指定の天然記念物。指定時の高さは 17.8m、幹まわり 2.13m。
富士山	自然的眺望景観	静岡県と山梨県にまたがる標高 3,776.12m、日本最高峰の独立峰。
秩父山系	自然的眺望景観	関東地方と中部地方にまたがる山地で、標高 1,500～2,000m 級の山が連なる。

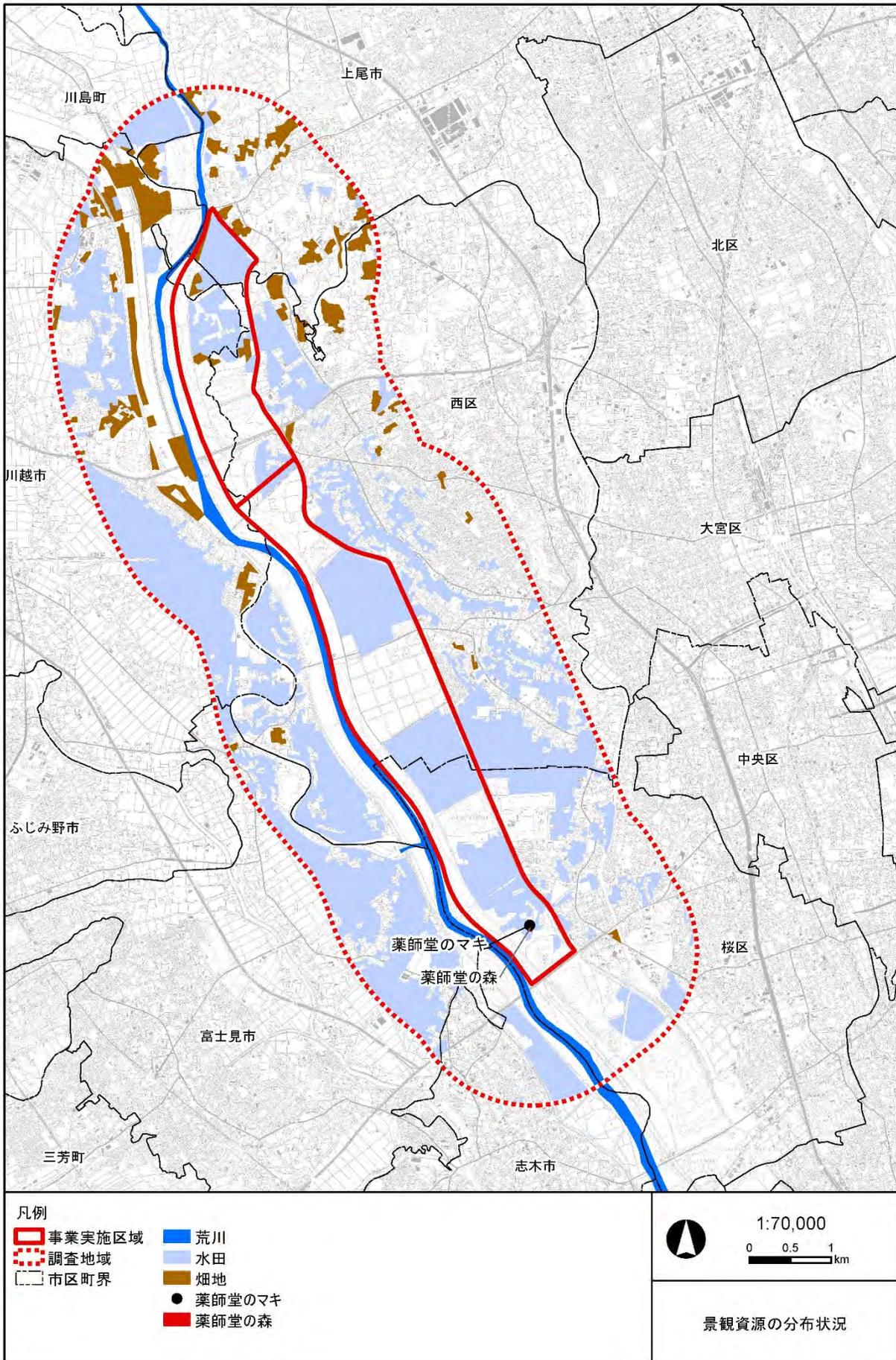


図 10.9-2 景観資源の分布状況

2) 主要な眺望景観

主要な眺望地点からの眺望景観について、四季の写真及び概要は表 10.9-4 に示すとおりである。なお、主要な眺望地点からの位置図は前掲図 10.9-1 に示したとおりである。

表 10.9-4(1) 主要な眺望地点からの眺望景観

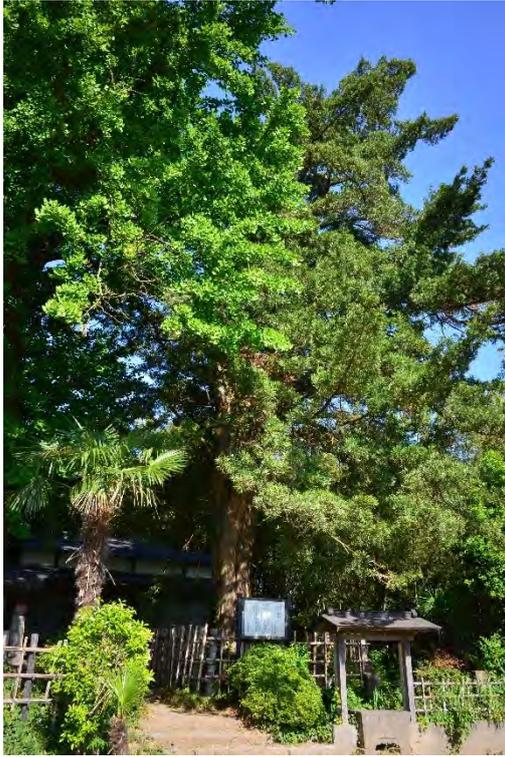
羽根倉橋① (北方向)	
	
春季(平成 26 年 5 月撮影)	夏季(平成 26 年 8 月撮影)
	
秋季(平成 26 年 11 月撮影)	冬季(平成 26 年 2 月撮影)
<p>【季節変化】春季～秋季にはサーキット場を除き緑のある景観となっているが、冬季には緑化された法面の植生が枯れ、高水敷の樹林地の落葉等により、落ち着いた印象を受ける。</p>	

表 10.9-4(2) 主要な眺望地点からの眺望景観

羽根倉橋②（北方向）	
	
春季(平成 26 年 5 月撮影)	夏季(平成 26 年 8 月撮影)
	
秋季(平成 26 年 11 月撮影)	冬季(平成 26 年 2 月撮影)
<p>【季節変化】景観資源である荒川は大きな変化は無いが、ゴルフ場の芝等の緑が季節により変化する。</p>	

表 10.9-4(3) 主要な眺望地点からの眺望景観

薬師堂のマキ



春季(平成 26 年 5 月撮影)



夏季(平成 26 年 8 月撮影)



秋季(平成 26 年 11 月撮影)



冬季(平成 26 年 2 月撮影)

【季節変化】隣接するイチョウの木に季節変化がみられるが、マキは常緑針葉樹であり、季節による大きな変化はみられない。

表 10.9-4(4) 主要な眺望地点からの眺望景観

治水橋①（南西方向）	
	
春季(平成 26 年 5 月撮影)	夏季(平成 26 年 8 月撮影)
	
秋季(平成 26 年 11 月撮影)	冬季(平成 26 年 2 月撮影)
<p>【季節変化】手前のグラウンドは春季～秋季に樹木や芝等の緑が映える活気にみちた印象を受けるが、冬季にはこれらがなくなり落ち着いた印象を受ける。景観資源である富士山は、冬季及び春季に形状を確認できるが、夏季及び秋季には霞のため視認が難しくなる。</p>	

表 10.9-4(5) 主要な眺望地点からの眺望景観

治水橋②（北東方向）	
	
春季(平成 26 年 5 月撮影)	夏季(平成 26 年 8 月撮影)
	
秋季(平成 26 年 11 月撮影)	冬季(平成 26 年 2 月撮影)
<p>【季節変化】水田風景が広がり、春季～夏季には水面や緑が映える瑞々しい印象を受けるが、秋季～冬季にはこれらがなくなり落ち着いた印象を受ける。</p>	

表 10.9-4(6) 主要な眺望地点からの眺望景観

上江橋（東方向）	
	
春季(平成 28 年 5 月撮影)	夏季(平成 28 年 8 月撮影)
	
秋季(平成 28 年 11 月撮影)	冬季(平成 28 年 2 月撮影)
<p>【季節変化】 春季～夏季には河川敷や堤防法面の草本や樹木の緑が映える活気にみちた印象を受けるが、秋季には色づきはじめ、冬季にはこれらがなくなり落ち着いた印象を受ける。</p>	

表 10.9-4(7) 主要な眺望地点からの眺望景観

開平橋（南方向）	
	
春季(平成 28 年 5 月撮影)	夏季(平成 28 年 8 月撮影)
	
秋季(平成 28 年 11 月撮影)	冬季(平成 28 年 2 月撮影)
<p>【季節変化】景観資源である荒川は大きな変化は無いが、河畔林や水田等の農地、ゴルフ場の芝等の緑が季節により変化する。</p>	

表 10.9-4(8) 主要な眺望地点からの眺望景観

さいたま新都心合同庁舎（西方向）	
	
春季(平成 26 年 5 月撮影)	夏季(平成 26 年 8 月撮影)
	
秋季(平成 26 年 11 月撮影)	冬季(平成 26 年 2 月撮影)
<p>【季節変化】手前、中景付近は季節的な変化は見られない。 景観資源である秩父山系は、秋季～冬季に形状を確認できるが、春季～夏季には霞のため視認が難しくなる。</p>	

3) 主要な眺望地点の状況

事業実施区域及びその周辺に分布し、不特定多数の人が利用する主要な眺望地点として8地点を選定した。

主要な眺望地点の状況は表 10.9-5 に示すとおりである。

表 10.9-5(1) 主要な眺望地点の状況

調査地点	地点概要	景観特性	利用状況
羽根倉橋①	羽根倉橋は、荒川を渡る国道 463 号の橋である。さいたま市及び志木市に位置し、国道 463 号は、東はさいたま市浦和区や越谷市に、西は所沢市、入間市に通じる。車道は 4 車線で交通量が多く、歩道は車道を挟んだ両側に設置されている。	羽根倉橋上から北方向を臨んだ場合に、手前は盛土された横堤となっており、堤防天端の通路と緑化された法面が見える。その奥にはミニバイクやカートのレースができるサーキット場があり、その周囲の薬師堂の森や樹林地と一体となった景観を展望することができる。	平成 27 年道路交通センサス調査においては、国道 463 号の最寄りの調査地点(さいたま市桜区下大久保 1859 番地先)の 24 時間交通量は自動車 が 41,903 台である。
羽根倉橋②		羽根倉橋上から北方向を臨んだ場合に、左手手前方向に芝が広がるゴルフ場、右手方向に荒川の水面、奥にゴルフ場と山の稜線が一体となった景観が展望できる。景観資源である荒川のとうとうとした流れは、河川敷の緑と調和した景観を形成している。	
薬師堂のマキ	眺望地点の周囲は耕作地(水田)となっており、展望台等の施設等は設置されていない。	薬師堂前から西方向を臨んだ場合に、正面に景観資源である薬師堂のマキを臨むことができる。マキは幹が太く、樹勢がよいため、近景では地域の歴史と力強さを感じさせる。	平成 26 年に実施した自然とのふれあいの場の調査(各季節 1 回、1 日調査)においては、薬師堂のマキ付近の来訪者はほとんどおらず、周辺耕作地の作業者等が中心となっている。
治水橋①	治水橋は、荒川を渡る主要地方道さいたまふじみ野所沢線(県道 56 号)の橋である。さいたま市に位置し、県道 56 号は、東は同市大宮区に、西はふじみ野市に通じる。歩道は車道を挟んだ両側に設置されている。	治水橋上から南西方向を臨んだ場合に、右手方向に景観資源である富士山を臨むことができる。手前には山王堀公園のグラウンドが広がり、部分的に高木(落葉樹)がみられる。奥には地平線に沿って山々の尾根線があり、遠方まで見渡せるため、見通しが良い。	平成 27 年道路交通センサス調査においては、県道 56 号の治水橋最寄りの調査地点(さいたま市西区飯田新田 261 番地先)の 24 時間交通量は、自動車 が 12,334 台である。
治水橋②		治水橋上から北東方向を臨んだ場合に、手前から遠方の地平線まで景観資源である水田が広がっており、広々としたのどかな風景を形成している。	

表 10.9-5(2) 主要な眺望地点の状況

調査地点	地点概要	景観特性	利用状況
上江橋	上江橋は、荒川を渡る国道16号(4車線)の橋である。さいたま市と川越市の境に位置し、国道16号は、東はさいたま市に、西は川越市に通じる。歩道は両側に設置されている。	上江橋上から東方向を望んだ場合に、手前は河川敷の草地と樹林、中程には荒川の水面、奥には荒川左岸の河川敷のゴルフ場の芝と樹林が調和した景観が展望できる。景観資源である荒川のどとうとした流れは、河川敷の緑と調和した景観を形成している。	平成27年道路交通センサス調査においては、国道16号の上江橋最寄りの調査地点(さいたま市西区西遊馬地先)における24時間交通量は自動車が56,070台である。
開平橋	開平橋は、荒川を渡る主要地方道川越上尾線(県道51号)の橋である。川越市と上尾市の境に位置し、県道51号は、東は上尾市に、西は川越市に通じる。歩道は車道を挟んだ両側に設置されている。	開平橋上から南方向を望んだ場合に、正面に荒川の水面、右手方向に河畔林と芝が広がるゴルフ場、左手方向に河畔林と水田等の農地、奥にはこれらと山の稜線が一体となった景観が展望できる。景観資源である荒川のどとうとした流れは、河川敷の緑と調和した景観を形成している。	平成27年道路交通センサス調査においては、県道51号の開平橋最寄りの調査地点(上尾市大字平方525)における24時間交通量は自動車が21,680台、昼間12時間の歩行者が33人、自転車が328台である。
さいたま新都心合同庁舎	「さいたま新都心合同庁舎」は、主に、関東甲信越地方を所掌する国の各行政機関の出先機関が設置されている。	さいたま新都心合同庁舎1号館31階から西方向を望んだ場合に、手前は隣接する建物が占め、奥にはさいたま新都心の市街地及び周辺の住宅地が展望できる。 さらにその奥には眺望景観である秩父山系を含む山並みが視認できる。	1号館は31階(最上階)に展望喫茶(一般利用可)があり、眺望地点は展望側の西側を臨む箇所である。 展望喫茶は、合同庁舎職員の利用が大半であり、一般来訪者の利用は少ない。

4) その他の予測・評価に必要な事項

① 地域の景観特性

事業実施区域及びその周辺の地形は概ね平坦で、荒川の周囲には高水敷があり、眺望の見通しは広い。主な景観構成要素は、事業実施区域内には河川、草地、水田等の農地、グラウンド等が分布し、事業実施区域周辺には公園緑地、住宅地が分布しており、自然的景観及び人為的景観が混在している。

② 地形・地質

「第3章地域特性 3.2 自然的状況 3.2.4 地形及び地質」に示すとおりである。

③ 植物

「第3章地域特性 3.2 自然的状況 3.2.5 動物の生息・種類、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況 (2) 植物」に示すとおりである。

④ 史跡・文化財

「第3章地域特性 3.2 自然的状況 3.2.7 文化財その他の生活環境の状況」に示すとおりである。

⑤ 土地利用状況

「第3章地域特性 3.1 社会的状況 3.1.2 土地利用の状況」に示すとおりである。

10.9.2 予測

(1) 土地又は工作物の存在・供用に伴う影響

1) 調節池の存在・供用に伴う景観資源の消滅のおそれの有無又は改変の程度

① 予測内容

自然的景観資源及び歴史的景観資源の消滅のおそれの有無、又は改変の程度を予測した。

② 予測方法

事業計画との重ね合わせによる方法で予測した。

③ 予測地域・地点

予測地域は、調査地域に準ずるものとした。

④ 予測対象時期等

調節池の供用が定常状態となった時期とした。

⑤ 予測結果

調節池の存在・供用に伴う景観資源の消滅のおそれの有無又は改変の程度に係る予測結果は、表 10.9-6 及び図 10.9-3 に示すとおりである。

景観資源のうち、畑地、水田の一部が改変されるが、改変の程度はわずかであると予測される。

表 10.9-6 景観資源に係る予測結果

景観資源	区分	景観資源に係る変化の状況	景観資源の消滅のおそれの有無又は 改変の程度
荒川	生活空間(自然)	本事業では荒川本川の改修は行わない計画であり、事業実施に伴う直接改変による荒川本川への影響は生じない。	○
畑地、水田	生活空間(その他) /自然的眺望景観	事業実施に伴う直接改変により、事業実施区域内の畑地、水田の一部が消失する。	△
薬師堂の森	生活空間(歴史)	本事業では薬師堂のマキ及び周辺の樹林環境の改修は行わない計画であり、事業実施に伴う直接改変による薬師堂の森への影響は生じない。	○
薬師堂のマキ	歴史的眺望景観	本事業では薬師堂のマキ及び周辺の樹林環境の改修は行わない計画であり、事業実施に伴う直接改変による薬師堂のマキへの影響は生じない。	○
富士山	自然的眺望景観	対象の景観資源は事業実施区域から10km以上離れており、事業実施に伴う直接改変による影響は生じない。	○
秩父山系	自然的眺望景観	対象の景観資源は事業実施区域から10km以上離れており、事業実施に伴う直接改変による影響は生じない。	○

○：直接改変による影響は生じない。

△：直接改変により景観資源が改変され、一部が消失する。

×：直接改変により景観資源が全て消失する。

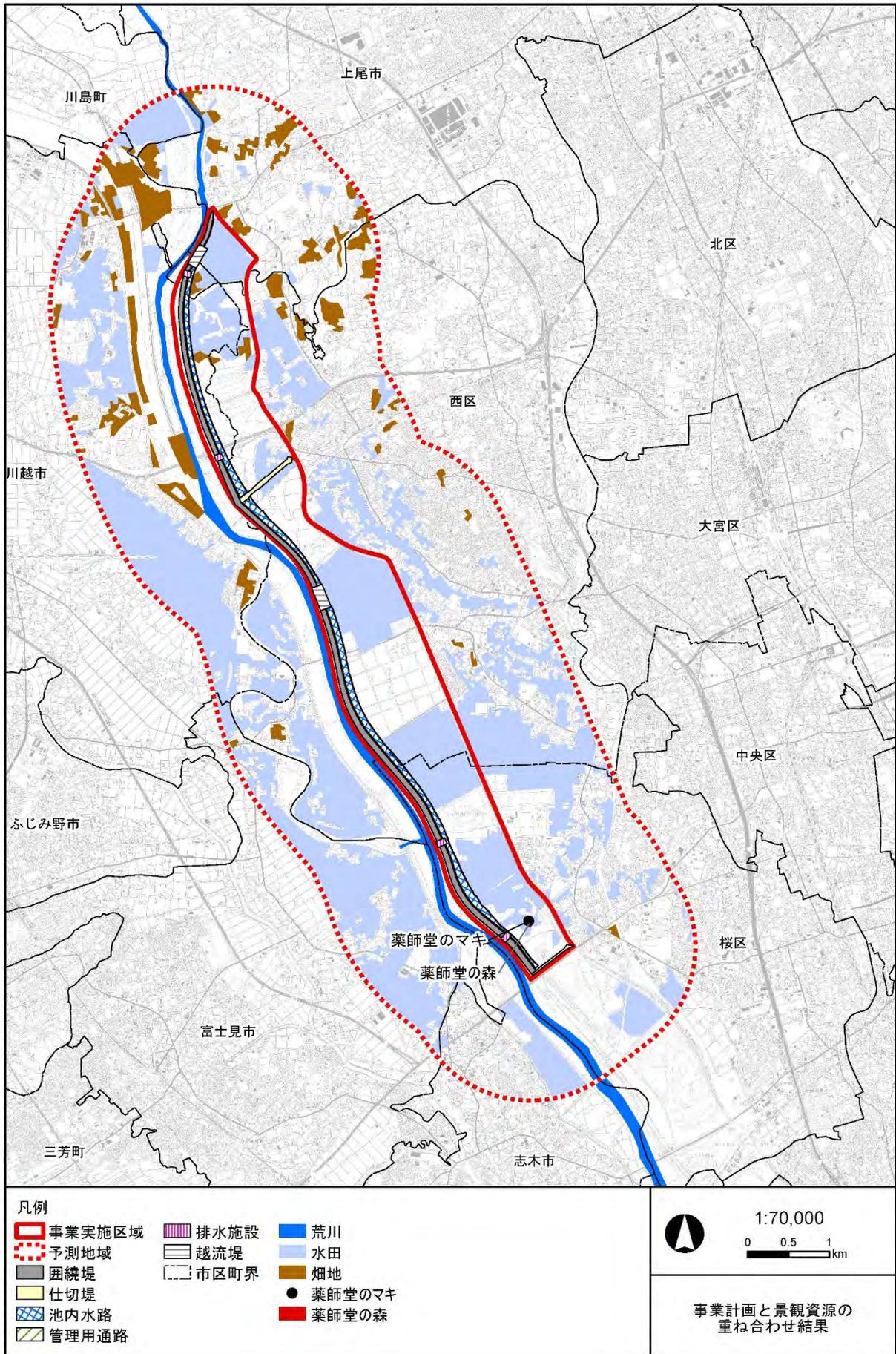


図 10.9-3 事業計画と景観資源の重ね合わせ結果

2) 調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度

① 予測内容

主要な眺望景観の変化の程度を予測した。

② 予測方法

現況の景観写真をもとに、フォトモンタージュの作成により、視覚的に予測した。

③ 予測地域・地点

予測地域は、調査地域に準ずるものとした。

なお、調査計画書で示した調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度の予測地点のうち、薬師堂のマキの地点については、予測地点から改変区域が視認できないため、眺望景観の変化の程度における予測は行わなかった。

④ 予測対象時期等

調節池の供用が定常状態となった時期とした。

⑤ 予測結果

調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度の予測結果は、表 10.9-7 及び図 10.9-6 ~ 図 10.9-10 に示すとおりである。

表 10.9-7(1) 主要な眺望景観に係る予測結果

予測地点	眺望方向	眺望景観に係る変化の状況
羽根倉橋①	北	<p>羽根倉橋①から景観資源である薬師堂の森を視認した際に、眺望点と薬師堂の森の間に新たな構造物として仕切堤が整備されるが、フォトモンタージュによる解析結果から、供用後も薬師堂の森は視認できると想定され、眺望点からの景観資源の視認性の影響は小さいと予測される。</p> <p>また、眺望点からの視野範囲に仕切堤が設置されることから、新たな構造物により眺望景観が変化すると予測される。</p> <p>ただし、背後のスカイラインは変化しないこと、また、仕切堤の法面は草地で緑化する計画であり、現況の周辺環境の色彩と同様、緑主体の自然的景観と調和すると考えられることから、新たな構造物による圧迫感の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>以上のことから、羽根倉橋①における調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度は小さいと予測される。</p>
羽根倉橋②	北	<p>羽根倉橋②から景観資源である荒川を視認した際に、荒川を挟んで対岸方向に新たな構造物として囲繞堤及び排水施設が設置されるが、供用後も荒川は視認できると想定され、眺望点からの景観資源の視認性の影響は小さいと予測される。</p> <p>また、眺望点からの視野範囲に囲繞堤及び排水施設が設置されることから、新たな構造物により眺望景観が変化すると予測される。</p> <p>ただし、視野範囲に対する囲繞堤及び排水施設が占める割合は小さいこと、排水施設は眺望点から500m以上離れた位置に計画されていること、排水施設によるスカイラインの変化の程度は小さいこと、また、仕切堤の法面は草地で緑化する計画であり、現況の周辺環境の色彩と同様、緑主体の自然的景観と調和すると考えられることから、新たな構造物による圧迫感の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>以上のことから、羽根倉橋②における調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度は小さいと予測される。</p>
治水橋①	南西	<p>治水橋①から景観資源である富士山を視認した際に、眺望点と富士山の間に新たな構造物として囲繞堤が整備されるが、フォトモンタージュによる解析結果から、供用後も富士山は視認できると想定され、眺望点からの景観資源の視認性の影響は小さいと予測される。</p> <p>また、眺望点からの視野範囲に囲繞堤が設置されることから、新たな構造物により眺望景観が変化すると予測される。</p> <p>ただし、視野範囲に対して囲繞堤が占める割合は小さいこと、囲繞堤の設置後のスカイラインの高さは現況からほとんど変化しないこと、また、囲繞堤の法面は草地で緑化する計画であり、現況の周辺環境の色彩と同様、緑主体の自然的景観と調和すると考えられることから、新たな構造物による眺望景観の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>以上のことから、治水橋①における調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度は小さいと予測される。</p>
治水橋②	北東	<p>治水橋②から水田を視認した際の視野範囲に、本事業に伴う新たな構造物は設置されないため、治水橋②地点における調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化は想定されない。</p>

表 10.9-7(2) 主要な眺望景観に係る予測結果

予測地点	眺望方向	眺望景観に係る変化の状況
上江橋	東	<p>上江橋から景観資源である荒川を視認した際に、荒川を挟んで対岸方向に新たな構造物として囲繞堤及び排水施設が設置されるが、供用後も荒川は視認できると想定され、眺望点からの景観資源の視認性の影響は小さいと予測される。</p> <p>また、眺望点からの視野範囲に囲繞堤及び排水施設が設置されることから、新たな構造物により眺望景観が変化すると予測される。</p> <p>ただし、視野範囲に対する囲繞堤及び排水施設が占める割合は小さいこと、排水施設は眺望点から約400m離れた位置に計画されていること、排水施設によるスカイラインの変化の程度は小さいこと、また、囲繞堤の法面は草地で緑化する計画であり、現況の周辺環境の色彩と同様、緑主体の自然的景観と調和すると考えられることから、新たな構造物による圧迫感の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>以上のことから、上江橋における調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度は小さいと予測される。</p>
開平橋	南	<p>開平橋から景観資源である荒川を視認した際に、左岸側に新たな構造物として囲繞堤、越流堤及び排水施設が設置されるが、供用後も荒川は視認できると想定され、眺望点からの景観資源の視認性の影響は小さいと予測される。</p> <p>また、眺望点からの視野範囲に囲繞堤、越流堤及び排水施設が設置されることから、新たな構造物により眺望景観が変化すると予測される。</p> <p>ただし、視野範囲に対する囲繞堤、越流堤及び排水施設が占める割合は小さいこと、囲繞堤及び越流堤の設置後のスカイラインの高さは現況からほとんど変化しないこと、排水施設によるスカイラインの変化の程度は小さいこと、越流堤は囲繞堤より低い高さで開平橋から約600m離れた位置に計画されていること、また、囲繞堤の法面は草地で緑化する計画であり、現況の周辺環境の色彩と同様、緑主体の自然的景観と調和すると考えられることから、新たな構造物による圧迫感の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>以上のことから、開平橋における調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度は小さいと予測される。</p>
さいたま新都心合同庁舎	西	<p>さいたま新都心合同庁舎（1号館31階）から景観資源である秩父山系を視認した際に、眺望点と秩父山系の上に新たな構造物として囲繞堤等が整備される。ただし、フォトモンタージュによる解析結果から、供用後も秩父山系は視認できると想定され、眺望点からの景観資源の視認性の影響は小さいと予測される。</p> <p>また、眺望点からの視野範囲に囲繞堤が設置されることから、新たな構造物により眺望景観が変化すると予測される。</p> <p>ただし、視野範囲に対する囲繞堤が占める割合は小さいこと、囲繞堤の設置後のスカイラインの高さは現況からほとんど変化しないことから、新たな構造物による圧迫感の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>以上のことから、さいたま新都心合同庁舎地点における調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度は小さいと予測される。</p>



図 10.9-4 主要な眺望景観の予測結果(羽根倉橋① 北方向)



図 10.9-5 主要な眺望景観の予測結果(羽根倉橋② 北方向)



図 10.9-6 主要な眺望景観の予測結果(治水橋① 南西方向)

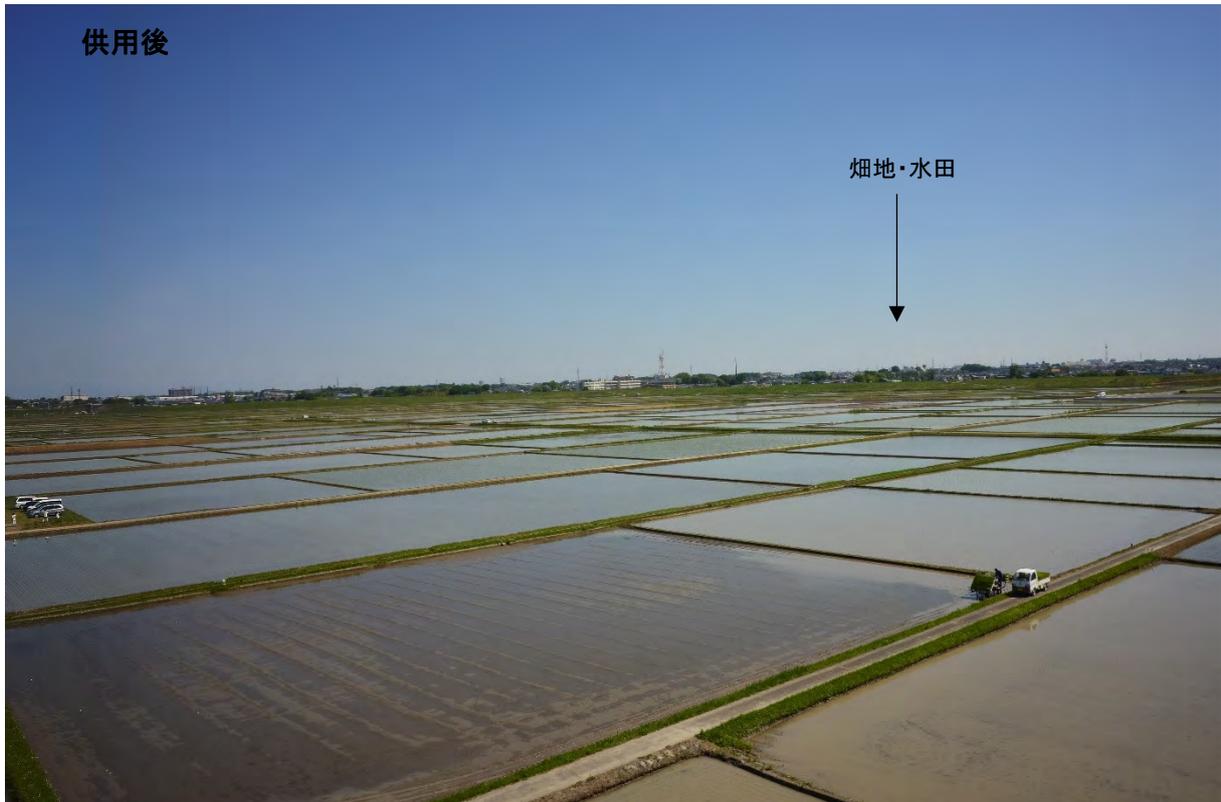


図 10.9-7 主要な眺望景観の予測結果(治水橋② 北東方向)



図 10.9-8 主要な眺望景観の予測結果（上江橋 東方向）

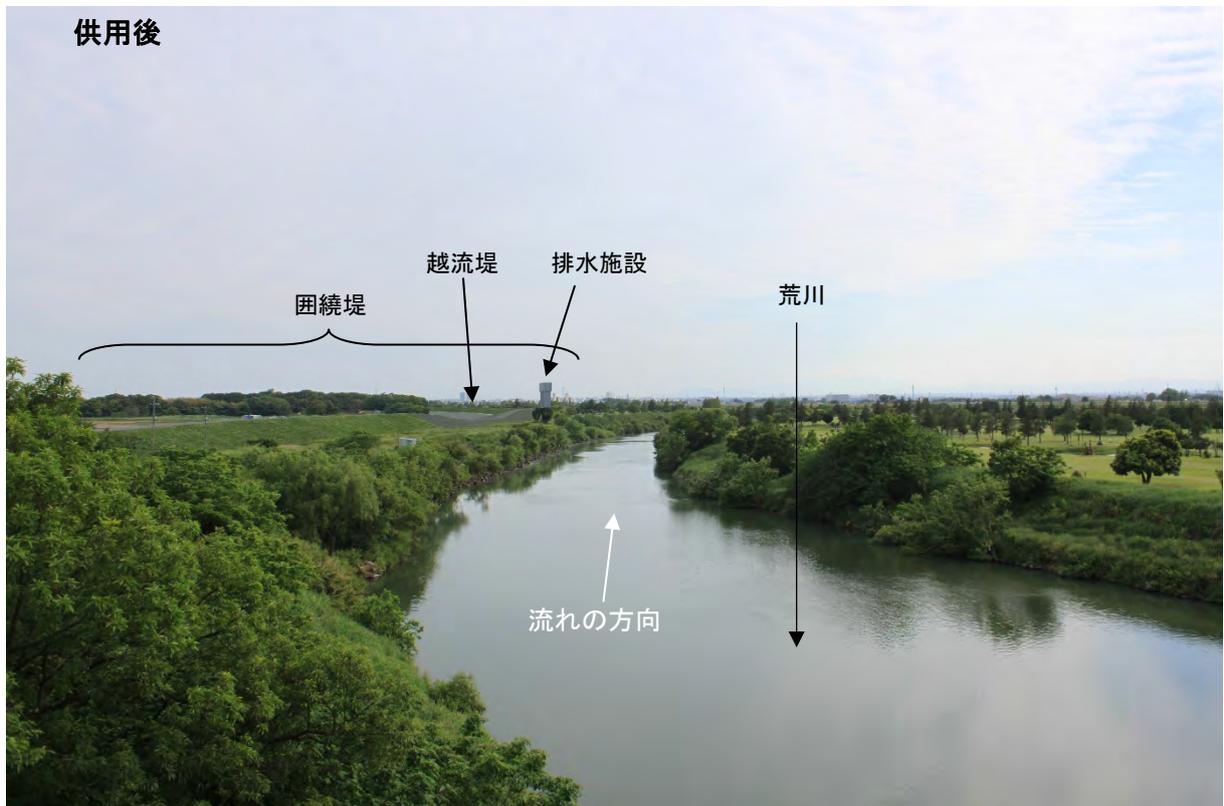
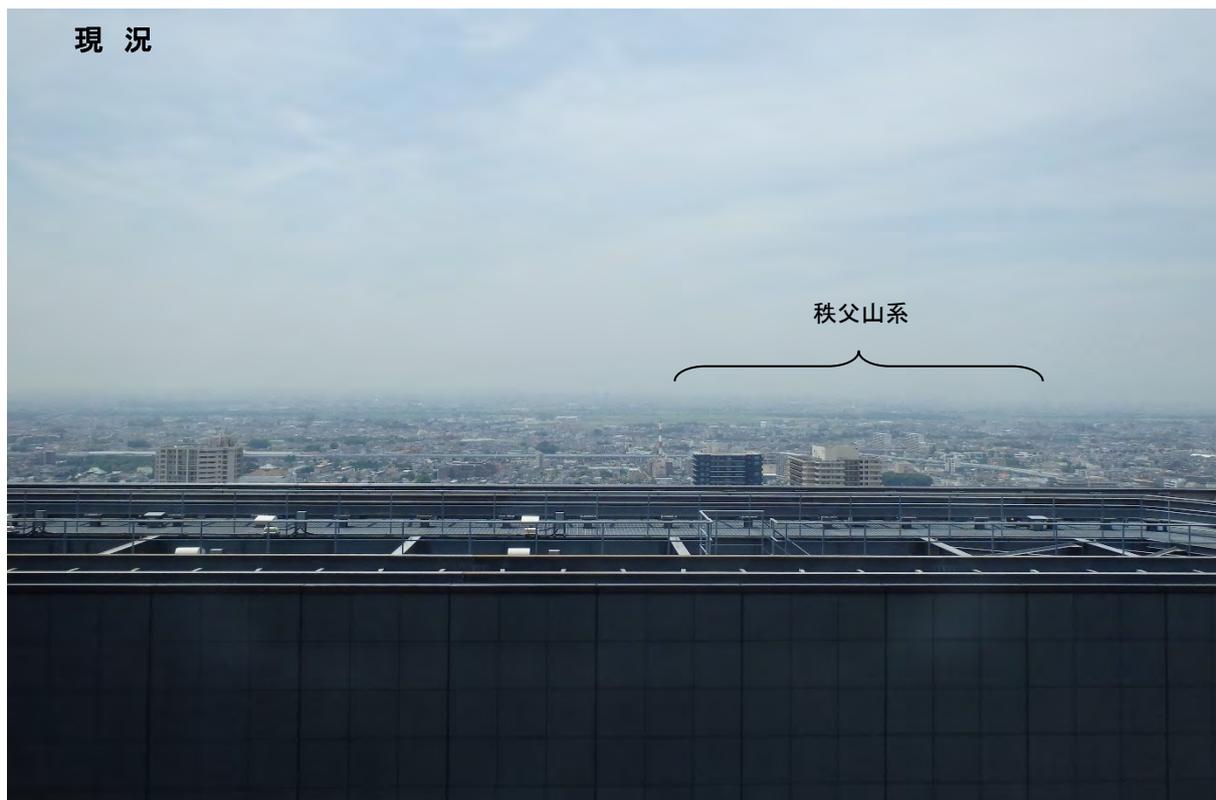


図 10.9-9 主要な眺望景観の予測結果（開平橋 南方向）

現況



供用後



図 10.9-10 主要な眺望景観の予測結果(さいたま新都心合同庁舎 西方向)

10.9.3 評価

(1) 土地又は工作物の存在・供用に伴う影響

1) 調節池の存在・供用に伴う景観資源の消滅のおそれの有無又は改変の程度

① 評価方法

(A) 回避・低減の観点

土地又は工作物の存在・供用に伴う景観資源への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについて評価した。

② 評価結果

(A) 回避・低減の観点

予測の結果、調節池の存在・供用による景観資源の存在供用に伴う消失のおそれの有無または改変について、畑地、水田の一部が改変により消失するが、改変の程度はわずかであり、影響は小さいと予測された。

以上のことから、調節池の存在・供用に伴う景観資源への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。

2) 調節池の存在・供用に伴う眺望景観の変化の程度

① 評価方法

(A) 回避・低減の観点

土地又は工作物の存在・供用に伴う眺望景観への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについて評価した。

(B) 基準、目標等との整合の観点

表 10.9-8 に示す評価の基準、目標等との整合性について評価した。

表 10.9-8 評価の基準、目標等

項目	評価の基準、目標等	
構造物の色彩	「さいたま市景観色彩ガイドライン」 (平成 22 年 3 月、さいたま市)	使用する色彩や配色は、立地する場所の風土色を考慮する。
		低彩度色などの周囲に馴染む色を選択する。
		周囲環境との配色から生まれるイメージを尊重し調和を図る。
		建築物等の慣例色を生かし、周囲の人が不快に感じるような派手な色彩（高彩度色）は避ける。

② 評価結果

(A) 回避・低減の観点

予測の結果、調節池の存在・供用による眺望景観の変化について、一部の眺望地点において眺望景観に影響が生じる可能性がある想定されたが、いずれも影響の程度は小さいと予測された。さらに、表 10.9-9 に示す環境の保全のための措置として、「周辺環境との調和を図るため、工作物の意匠計画や色彩計画、緑化計画は自然環境に配慮したものとする」、「さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された内容を踏まえ、周囲と調和するよう、堤防や構造物の色彩に配慮する」を講じることで、調節池の存在・供用に伴う景観への影響の低減に努める。

以上のことから、調節池の存在・供用に伴う眺望景観への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。

表 10.9-9 環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
調節池の存在・供用	主要な眺望景観の変化	周辺景観との調和	周辺環境との調和を図るため、工作物の意匠計画や色彩計画、緑化計画は自然環境に配慮したものとする。	低減
			さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された内容を踏まえ、周囲と調和するよう、構造物の色彩に配慮する。	低減

(B) 基準、目標等との整合の観点

「(A) 回避・低減の観点」で示した環境の保全のための措置として「周辺環境との調和を図るため、工作物の意匠計画や色彩計画、緑化計画は自然環境に配慮したものとする」、「さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された内容を踏まえ、周囲と調和するよう、構造物の色彩に配慮する」を実行することで、表 10.9-8 で示したさいたま市景観色彩ガイドラインに記載された基準を満たすと考えられる。

以上のことから、調節池の存在・供用に伴う景観の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。